

南池袋二丁目C地区地区計画の都市計画手続きについて

1. 変更する都市計画の種類

(1) 南池袋二丁目C地区地区計画

2. 都市計画変更の主な内容

(1) 南池袋二丁目C地区地区計画

①目標

【旧】「東池袋駅を中心とした歩行者ネットワークを形成」

【新】「東池袋駅を中心として池袋駅周辺とも連携した歩行者ネットワークを形成」

②地区整備計画

【旧】建築物の建ぺい率の最高限度 「10分の6」

【新】 〃 「10分の7」

③欄外

【旧】「東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）Ⅱ3（1）の用途に供する部分」

【新】 〃 （平成16年3月4日15都市建市第282号）Ⅱ3（1）及び（4）の用途に供する部分」

3. 都市計画原案の公告・縦覧・意見募集、説明会

- ・公 告 日：令和6年 4月 1日（月）
- ・縦 覧 期 間：令和6年 4月 2日（火）～ 4月16日（火）の2週間
- ・縦 覧 場 所：豊島区都市整備部都市計画課（豊島区庁舎6階）、区ホームページ
- ・意見募集期間：令和6年 4月 2日（火）～ 4月23日（火）の3週間
- ・意見提出方法：郵送、窓口持参、FAXまたはEメール
- ・意 見 書 数：0通
- ・説 明 会：令和6年 4月 4日（木） 参加者8名

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年7月 都市計画法第17条の公告・縦覧・意見書募集、説明会
- ・令和6年9月 豊島区都市計画審議会（付議：地区計画）
- ・令和6年9月 都市計画決定・告示